

農政局だより@ひょうご

2021.09
H-SATT

〒650-0024

神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎

TEL:078-331-5924 email:hyogo28_hsatt_kinki@maff.go.jp



令和4年度農林水産関係予算概算要求の概要について

農林水産省は、令和4年度農林水産予算概算要求の概要を令和3年8月31日に公表しました。

令和4年度農林水産予算概算要求の重点事項 総額 2兆6,842億円



- 1 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施
- 2 5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化、食品産業の強化
- 3 環境負荷軽減に資する「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた政策の推進
- 4 スマート農業、eMAFF等によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 5 食の安全と消費者の信頼確保
- 6 農地の最大限の利用と人の確保・育成、農業農村整備
- 7 農山漁村の活性化
- 8 カーボンニュートラル実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長
- 9 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

環境負荷軽減に資する「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、持続的な食料システムの構築を目指す地域の取組を支援する新たな交付金を創設するとともに、調達から生産、流通、消費までの各段階の取組とイノベーションを推進します。

詳しくは <https://www.maff.go.jp/j/budget/r4yokyu.html>

「MAFFアプリ」アップデートのお知らせ

メールアドレスの登録が不要になりました！！



これまでMAFFアプリを使用する際、メールアドレスの登録が必要でしたが、この手続きが煩雑であることから、メールアドレスの登録なしで利用できるようアップデートを行いました。

過去にMAFFアプリをインストールしてみたもののメールアドレスの登録が嫌で利用をやめられた方、このお知らせで初めてMAFFアプリを知って興味を持たれた方、ぜひ、ダウンロードをお願いします！

App Store
からダウンロードGoogle Play
で手に入れよう

ダウンロードはこちら

詳しくは <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>

収入保険

農林水産省共通申請サービスeMAFFを利用し、令和4年1月以降の保険契約を対象に、ご自宅のパソコンなどから、収入保険の加入申請や保険金請求などの手続きができるようになりました。

自動継続特約のご紹介

- 自動継続特約をつけると、毎年、保険期間の開始前に提出いただいている加入申請書の提出が不要になります。更新忘れもなくなります。
- 必要書類（保険機関の営農計画書、前年の青色申告決算書など）は、確定申告後にまとめて提出すればよくなります。補償のメニューなども、このときに決定していただけます。
- 更新時の付加保険料（事務費）が、1,000円割引されます。（インターネット申請の割引と併用できます。）

毎年の継続手続きが簡単に！
付加保険料が割引されます



ご自宅のパソコンなどで、いつでも、申請ができます！
付加保険料が割引されます。

インターネット申請のご紹介

- 農林水産省が提供する農林水産省共通申請サービスを利用して、ご自宅のパソコンなどから、収入保険の加入申請や保険金請求などの手続きができます。（加入申請は令和3年8月23日からスタート）
- インターネット申請を利用すると、付加保険料は、2,200円割引されます。（新規加入時は、4,500円割引）
- なお、インターネット申請には、専用のIDが必要となります。IDの取得は、農業共済組合がサポートします。



農林水産省のホームページの農業保険（収入保険・農業保険）に、**動画「収入保険のインターネット申請がはじまるよ」** (YouTube)が掲載されていますので、ご視聴ください。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。

「令和3年度INACOME（イナカム）ビジネスコンテスト」 ビジネスプラン募集について

INACOME
農林水産省の起業促進プラットフォーム

農林水産省は、地域の豊かな資源とやる気あふれる人材、そして必要な資金を組み合わせることで新たなビジネスが生まれ、農山漁村の価値を高めることができると考え、**地域活性化に向けた起業支援「INACOME（イナカム）」**を実施しています。

このたび、その一環として、地域資源を活用したビジネスを対象としたビジネスコンテストを開催し「一次産業の関係人口拡大・担い手対策」、「地域資源活用型商品・サービス開発」、「フリーテーマ」の3つのテーマに沿ったビジネスプランについて募集します。

・応募締切：令和3年10月8日（金曜日）

詳しくは <https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kouryu/210825.html>



～話題②～

ご存じですか？

経営力向上計画が認定された個人農業者等も含む中小企業者等は
法人税・所得税の軽減措置等が受けられます！

～中小企業等経営強化法に関する支援～

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「**経営力向上計画**」を申請していただき、認定されることにより、法人税等の特例措置や各種金融支援等が受けられます。

◇支援を受けられる人

◇主な支援内容

- (設備投資に係る税制特例を利用したい場合の要件例※)
- 青色申告をしている
 - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人 等
 - ✓ 農業、林業、漁業者、水産養殖業者
 - ✓ 食料品、飲料製造業者
 - ✓ 木材製造業者
 - ✓ 飲食料品卸売業者、小売業者
 - ✓ 飲食店 など
- なお、農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合は対象となりませんのでご注意ください。

あなたのニーズ		支援の概要
機械装置、器具備品などを購入する	税制の特例を受けたい	●法人税・所得税の特例 設備の「即時償却」又は「取得価額の10% <small>(※)</small> の税額控除」の選択適用 <small>(※)資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%</small>
	金融支援を受けたい	●日本政策金融公庫による融資、民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援など
	補助金を受けたい	●各種補助金について経営力向上計画の認定を受けていると加点を受けられる可能性があります(各種補助金の要綱等で確認ください)。
事業承継を行う	税制の特例を受けたい	●合併、会社分割、事業譲渡により他の事業者から事業を継ぐ場合 (1) 登録免許税の軽減 (2) 不動産所得税の軽減 ●株式等の取得によるM&Aを行う場合 株式等の取得価額の70%までの金額を準備金として積立(損金算入)

※利用したい支援策によって対象者の要件が異なります。詳しくは中小企業庁HP等をご覧ください。

支援措置や認定要件、申請様式など、制度の詳細については、
中小企業庁 経営サポート「経営強化法による支援」
農林水産省「中小企業等経営強化法等による支援」



中小企業庁



農林水産省

のページをご覧ください。

計画作成については、認定経営革新等支援機関でサポートを受けることも可能です。



近畿管内の食品関連企業や農林水産関係事業者からの相談と申請は下記の窓口で受付けていますので、お気軽にご連絡下さい。

お問い合わせ先：近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 電話：075-414-9024

～話題③～

9月は防災月間です
日頃から非常食を備蓄しましょう



台風・豪雨、地震などの非常時、身の安全の確保の次に大切なのは、水分補給や食事です。日頃から保存がきく食材を備蓄していると、自分や家族が体調不良のときにも役立ちます。家庭の備蓄食を見直してみませんか？

なぜ 食品の家庭備蓄が必要なの？

過去の経験によれば、災害発生からライフライン復旧まで1週間以上を要するケースが多くみられます。また、災害支援物資が3日以上到着しないことや、物流機能の停止によって、1週間はスーパーマーケットやコンビニなどで食品が手に入らないことが想定されます。このため、**最低3日分～1週間分×人数分の食品の家庭備蓄**が望ましいといわれています。



自治体が作成するハザードマップ等を確認し、お住いの地域の状況に応じて2週間分など多めに備えることも大切です。

家庭備蓄のことが詳しくわかるポータルサイトがあります(農林水産省)

家庭備蓄ポータル



詳しくは
<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/index.html>



農作業安全確認運動の展開について

農林水産省では、令和4年までに農業機械作業に係る死亡者数を、平成29年水準（211件）から半減することを目標に、令和2年からの3年間を集中対策期間として対策を強化しているところであり、**春（3～5月）**と**秋（9～10月）**に重点期間を設定して、農業機械作業の事故防止に向けた運動を展開しています。



～トラクターでの事故を防止するため、
以下の点に取り組みましょう～

- ① 安全フレーム又はキャビン付きトラクターを使用する。
- ② 運転時にはヘルメットを着用しシートベルトを締める。
- ③ 運転する時には、交通量の少ない一般道・農道を選んで通行する。
- ④ よく走行する農道は、路肩や曲がり角の草刈りやポール設置により安全にする。
- ⑤ ほ場の進入路・退出路は全て安全な幅・角度とし、進入路・退出路の手前は耕起しない。
- ⑥ 段差乗り越えなどのときは、作業機を下げバランスを失うことのないようにする。
- ⑦ トラクターに三角形の低速車マークや灯火器類を付ける。
- ⑧ ほ場作業終了後は、ほ場を出る前に左右ブレーキを連結する。
- ⑨ トラクターは定期的に点検を行う。
- ⑩ ユニバーサルジョイントには、きちんとしたプラスチックカバーと回り止めチェーンを付ける。



～チェックシートで安全への取組を自己点検しましょう！～

事業者等関係者が日々留意すべき事項と実行すべき事項を示した「**農林水産業・食品産業の作業安全のための規範**」を新たに策定しました。具体的な留意事項（個別規範）が**チェックシート**に整理されましたので、安全への取組の自己点検にご活用ください。（計24項目・解説書付き）



「見直そう！農業機械作業の安全対策」

「みどりの食料システム戦略」のパンフレットが作成されました

みどりの食料システム戦略の説明資料から抜粋しパンフレット冊子にしたものです。（A4・8ページ）ぜひ、ご活用ください。また、本戦略の内容を一人でも多くの方に知っていただけるよう、説明動画を公開しています。戦略の背景や策定に向けた、農林水産省幹部の思いのほか、戦略の総論および8つの項目についてご覧いただくことができます。



動画トップ



戦略HP

編集後記

コロナ禍が続き、なかなか先が読めない状況に不安を感じつつ過ごされている方も多いと思いますが、農林水産省は引き続き皆様の未来を支えるため、令和4年度の予算概算要求をまとめ、来年以降に向けて動き始めました。明るい未来を少しずつでも取り戻せるようみんなで一步一步前進していきましょう！（T・K）



地方参事官ホットライン

農政に関するご相談、事業や制度へのご意見・ご質問などがございましたら、お気軽に地方参事官ホットラインまでお問い合わせ下さい。また、広報誌に対するご意見等もお待ちしています。

TEL : 078-331-5924 FAX : 078-331-5177